

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成27年7月7日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人子供達と最先端科学技術の架け橋

(2) 代表者名

折田 泰宏

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区烏丸御池上ル二条殿町538番地 ヤサカ烏丸御池ビル7階 けやき法律事務所内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、全国の子供達及びその保護者に対して、科学に対する興味のきっかけづくりと科学分野における創造性に関する事業を行い科学教育の推進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成27年6月22日

(文化市民局地域自治推進室)